

るに、右は翌九年二月玉泉院逝去の時の事をば聞き誤りたるもの也。玉泉寺の條下と併せ考ふべし。

○天徳院寺領

三州志來因概覽附録頭註に云ふ。天徳院の寺領五百石、内二百石は兩支封侯より也。是は母堂の寺故に微妙公の命を以てなりと。平次按ずるに、兩支封侯とは、富山・大聖寺の兩支藩なるべけれど、右兩藩より二百石寺領を附られしといふ事詳かならず。寛延二年の由來書に、當院御寺領五百石之内、草高百二拾三石九斗三升三合之所者、富山御領分婦負郡若荷原村に而致收納來候。風損・水損之節、不足米從富山被仰付之趣候。然共從微妙院殿被下置候御一行には、富山御寄附之趣は無御座。とあり。又寛政年中之書付に、天徳院之寺領五百石之内、二百石從富山表御寄附之濫觴、舊記等相糺候處、承應三年微妙公・松雲公御連名之御一行五百石御寄附被成、明曆三年之所附之内、越中婦負郡若荷原村百二拾三石餘被遺。右若荷原村は富山御領に御座候へ共、二百石從富山御寄附之譯相知不申。と載せたり。按ずるに、右若荷原村は、承應・明曆の頃は富山領にて

無之、金澤領なりし故也。後に富山領に成りける故、富山藩よりの寄附と云へるもの也。然るを二百石は富山・大聖寺兩家よりの寄附などいへるも、皆後人の附會也。富山・大聖寺の舊領は、富田景周の本封叙次考に、富山侯の舊領は、婦負郡之内六萬石、能美郡之内二萬石、新川郡之内二萬石、都合拾萬石、大聖寺侯の舊領は江沼郡一圓六萬五千石餘、新川郡四千石餘、都合七萬石也。然るを微妙公薨逝後、萬治三年富山・大聖寺兩侯易邑轉地ありて、富山は婦負郡と新川郡の内にて領分となり、大聖寺は江沼郡と能美郡の内にて領分を定められたるよしへり。されば若荷原村の天徳院の寺領を其の儘になして、易邑轉地ありたる也。

○塔頭小立庵

三州志來因概覽附録に云ふ。小立庵は、昔小立野の曠野なりし頃よりありける庵號なるを、元和九年天徳院建造の時塔司の號とすといへり。天徳院由來書に云ふ。天徳院開山巨山和尚之弟子需源、寛永九年建立、本山寺領之内を以米二拾俵毎年可被下旨、奥村因幡・津田玄蕃・前田對馬三人より寺社奉行葛卷藏人・茨木右衛門兩人に被申渡。享保三年

當庵類燒致し、延享二年再興及出願、寛延元年之夏御建立被成。と載せたり。按ずるに、變異記に、享保三年四月六日未刻小立野龜坂邊横山刑部家中より出火、天徳院鐘樓並に惣門等燒失。とありて、此の時小立庵も延燒す。さて明治五年無檀無住の寺院廢止の御發令に付き、寶圓寺の塔頭永昌寺と共に伺ひ出し、翌六年庵號を廢し、建物は其の儘ありしを、同八年寶圓寺末の三洞庵といへる尼庵をば、小立庵の跡へ移し、今は三洞庵とす。

○陽廣公廟所

本藩略譜に云ふ。陽廣公諱光高、初名利高、三世微妙公之世子。元和元年十一月廿日於金澤城生。母堂天徳夫人、寛永六年四月廿三日元服、賜將軍家之諱字改稱光高。任叙從四位下左近衛權少將兼筑前守。同十六年六月廿日繼嗣。正保二年四月五日於東都辰口邸逝去。享年三十有一。五月十日還葬於本藩城東天徳院境内。廟號陽廣院。又三壺記に、御遺骸を金棺に納め奉り、金澤へ送り奉る。御供の人々は青山織部以下、廣徳寺より出家一人相見し奉り、金澤へ入らせられ、天徳院へ移し奉り、御葬送の規式相濟み、御遺骨を高

野山へ送り奉る。其時の御供には金澤より前田志摩守、小松より小幡下野と有之處、下野は病氣に取結び、寺西若狹と相究り、富山より近藤甲斐、大聖寺より才監物供奉す。高野山天徳院にて法會執行、位牌・石塔を造立す。とあり。按ずるに、高野山天徳院への書簡に、一筆致啓上候。筑前守當月五日於江戶死去に付而、死骸昨十九日金澤參着候而、當地於天徳院法事被申付、作善相濟次第、遺骨高野山に爲差登。於貴寺法事御執行候様可仕旨、肥前守方より被申越候。前田志摩守・小幡下野守遺骨をもち可罷登之旨被申付候。左様候へば、貴寺此地爲諷經御下向被成候事、必御無用に御座候。爲其以飛脚申入候。恐惶謹言。

卯月廿日

本多安房守判

横山山城守判

高野山天徳院御同宿中

右書簡高野山天徳院に于今傳來すと云ふ。三州志隴藝餘考に云ふ。陽廣公薨後三十五日に當りて、五月十日金澤天徳院に於て葬禮大法會あり。導師は小松玉龍寺八世文堯和